

令和5年4月14日

質問回答書

第2次始良市環境基本計画策定業務に関する質問について、次のとおり回答します。

番号	書類名称 (項)	質問事項	回答
1	実施要領	「第2次始良市環境基本計画」及び「始良市地球温暖化対策実行計画」の2業務それぞれに対して委託業者が決定されるとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおり。
2	仕様書4(6)	「特に、温室効果ガスの削減目標及び再生可能エネルギーの導入目標については、重要な指標として、的確に把握・分析し、次期計画に反映させることとします。」とあります。再エネ導入目標については、本業務と同時に発注される「始良市地球温暖化対策実行計画策定業務」ではなく、環境基本計画で設定することになるのでしょうか。先の地球温暖化対策実行計画の仕様にも「(4) 市域の再生可能エネルギーに関する推計等 ③再生可能エネルギー導入目標の設定」が記述されております。	お見込みのとおり。 再生可能エネルギーの導入目標は、第2次始良市環境基本計画で設定する予定としています。 第2次始良市環境基本計画を令和5年度に策定し、同計画の施策や基本的方針、指標及び数値目標を始良市地球温暖化対策実行計画に反映させようとするものです。
3	全体	「第2次始良市環境基本計画策定業務」及び「始良市地球温暖化対策実行計画策定業務」が同時に発注されます。プレゼン・ヒアリングスケジュールも同日のようです。これらの業務は、内容的に相互に関連するものの基本的には独立する事業と考えてよろしいでしょうか。なお、仮に1業者が2事業に応募する場合、実施体制は同一でも構わないでしょうか。	お見込みのとおり、それぞれ独立の事業となります。 同一事業者が2事業に応募する場合、実施体制は同一で構いませんが、配置する技術者等は、両業務が実行可能な人数等を考慮し、記載していただくこととなります。